

平成十七年政令第二百六十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令  
内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
(政令で定める外来生物)

**第一条** 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める外来生物は、次に掲げる生物とする。

一 別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物

二 别表第二の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の種名の欄の右欄に掲げ  
る種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

（個体に含まれるもの）

**第二条** 法第二条第一項の個体に含まれる政令で定めるものは、胞子とする。

（政令で定める外来生物の器官）

**第三条** 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第三の種名の欄に掲げる外来生物の種の区分  
に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（要緊急対処特定外来生物）

**第四条** 法第二条第三項の政令で定める特定外来生物は、次に掲げるものとする。

一 別表第四の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体

二 别表第五の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属  
する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体

（特定外来生物被害防止取締官の資格）

**第五条** 法第二十六条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 通算して三年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事した者であ  
ること。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生  
物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関する必要  
な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者  
を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上生  
物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものであること。

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

（法附則第五条第一項の規定による特定外来生物の取扱いに関する特例）

**第二条** 次の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体（法第二条第一項に規定する個体をい  
う。以下この条において同じ。）について、当該生物の個体の飼養等（法第一条に規定する飼養  
等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を業として行う者のする飼養等が、当該生物の  
個体（当該生物の個体を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きていらないもの及びその加  
工品を含む。）の販売又は頒布をする目的で、当該生物の種類ごとに主務大臣が定め  
る方法によりなされる場合（法第五条第一項の目的以外の目的で、当該生物の個体について飼養等を  
する場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

（備考）括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

2 前項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、同項に規定する者以外の者のす  
る飼養等が、当該生物の個体の販売又は頒布をする目的以外の目的でなされる飼養等である場合  
用しない。

項目	種名
1	Trachemys scripta (トカミミガメ)
2	Procambarus clarkii (アメリカザリガニ)

（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする  
場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

3 第一条の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、販売若しくは購入又は頒布に  
当たらない譲渡し等（法第八条に規定する譲渡し等をいう。）をする場合には、当分の間、同条  
の規定は、適用しない。

**附 則** 平成一七年一月一四日政令第三六二号

**第一条** この政令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施  
行する。

**附 則** 平成一八年七月二一日政令第二四〇号

**第一条** この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行  
令（以下「新令」という。）別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）のう  
ちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令  
(以下「旧令」という。)別表第一の下欄に掲げられていないもの及び新令別表第二の上欄に掲げ  
る外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める器官のうち旧令別表第二の上欄に掲げ  
る外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定められていないものに係る特定外来生物に  
ついての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第  
五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に  
おいても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前において、当該許可是、施行日にその効力を生ず  
る。第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可是、施行日前において、当該許可是、施行日にその効力を生ず  
る。

**附 則** 平成一九年七月三日政令第二四六号

**第一条** この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施  
行する。

**附 則** 平成一九年八月三日政令第二四六号

（経過措置）

第二条 アノリス・アングステイケブスに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系  
等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けよ  
うとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許  
可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

**附 則** (平成一九年一一月一六日政令第三三八号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

**附 則** (平成二一年一二月一一日政令第二八七号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 ムンゴス・ムンゴ(シママンガース)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

**附 則** (平成二三年五月一八日政令第一四二号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス及びアノリス・ホモレキスに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

**附 則** (平成二五年七月五日政令第二一五号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 カルロスキウルス・フィンライソニイ(フィンレイソニス)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第

五条第一項の許可を受けるとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」といいう。)前においても、その許可の申請を受けることができる。

1 この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年六月十一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

**附 則** (平成二六年五月三〇日政令第二〇一号)

(施行期日) 第一条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年六月十一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる生物に係る改正法による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項に規定する特定外来生物についての新法第五条第一項の許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、その許可の申請を受けることができる。

(経過措置)

1 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行令(以下「新令」という。)別表第一の下欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの(次号に掲げる生物を除く。)及び新令別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)この政令の施行の日

(経過措置)

2 ブランタ・カナデンシス(カナダガン)前項第二号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、同項各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、新法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

**附 則** (平成二七年一月一五日政令第八号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 ヴェスペ・ヴエルティナ(ツマーカスズメバチ)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請を受けることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

**附 則** (平成二七年八月二六日政令第二九八号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六の(二)のひめぐも科の項に掲げる種(亜種又は変種を含む。)のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六の(二)のひめぐも科の項に掲げる種(亜種又は変種を含む。)のうち、この

の第一の六の（二）のひめぐも科の項に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則（平成二十八年八月一八日政令第二八三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの並びに新令別表第二の第一の二及び三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の第一の二及び三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則（平成二十九年九月一日政令第二三二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二九年一一月二七日政令第二八八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### （経過措置）

2 別表第一の第一の五及び別表第二の第一の三の改正規定 平成三十年四月一日

#### （経過措置）

2 次の各号に掲げる生物に係る特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下この項及び次項において「法」という。）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この項において同じ。）についての法第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（第二号及び第三号に掲げる生物に係る特定外来生物にあっては、前項第二号に定める日。次項において同じ。）前においても、その許可の申請をすることができる。

1 この政令（前項第二号に掲げる規定を除く。以下この号において同じ。）による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）に係る特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則（令和二年九月一六日政令第二一八号）

（施行期日） 第一条 この政令は、令和二年十一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないもの、新令別表第二の第一の四のイの（1）の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の四のイの（1）の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）及び新令別表第三の12の項から14の項までの種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の器官の欄に定める器官に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則（令和四年一一月一八日政令第三六〇号）

（施行期日） 第一条 この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

#### 附 則（令和五年一月二十五日政令第一六号）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布的日から施行する。

#### （経過措置）

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則（令和五年八月二日政令第二五三号）

（施行期日） 第一条 この政令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布的日から施行する。

#### （経過措置）

二 前項第二号に掲げる規定による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（次号において「第二号新令」という。）別表第一の第一の五のイに掲げる種（亜種又は変種を含む。）に属する生物に係る特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種に属する生物

2	この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六の口の（1）の1の項及び2の項の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。
3	主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。
	<b>附 則</b> <b>（令和六年五月三日政令第110号）</b>
	<b>（施行期日）</b>
1	この政令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
	<b>（経過措置）</b>
2	この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の第一の四のイの（1）の7の項及びロの（1）の1の項の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）並びに新令別表第一の第一の三のイの（1）の種名の欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの（1）の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をることができる。
3	主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

**別表第一 外来生物の種（第一条関係）**

項目	種名
第一 動物界	
一 哺乳綱	
イ カンガルー目	
(1) クスクス科	
1 Trichosurus vulpecula (アカロギシネ)	
ロ 食虫目	
(1) はりねずみ科	
1 Erinaceus 属 (ハリネズミ属) 全種	
ハ 獣長目	
(1) めながやね科	
1 Macaca cycllopsis (タマラノザル)	
2 Macaca fascicularis (カニクイザル)	
3 Macaca mulatta (アカゲザル)	
ニ 麻鳴目	
(1) スーメロト科	
1 Mysocastor coypus (ヌーメロト)	
(2) らす科	
1 Callosciurus erythraeus (クリベラリス)	
2 Callosciurus finlaysonii (ヒマノレインコラス)	
	<b>（施行期日）</b>
1	この政令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
	<b>（経過措置）</b>
2	この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の第一の四のイの（1）の7の項及びロの（1）の1の項の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）並びに新令別表第一の第一の三のイの（1）の種名の欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの（1）の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をることができる。
3	主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。
	<b>（経過措置）</b>
2	この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の第一の四のイの（1）の7の項及びロの（1）の1の項の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）並びに新令別表第一の第一の三のイの（1）の種名の欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの（1）の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をることができる。
3	主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

1 Trachemys scripta (トカツミガメ)	1 Kaloula pulchra (トシトジムグリガエル)
(3) こしがぬ科	(5) めかがね科
1 Mauremys sinensis (クナガメ)	1 Rana catesbeiana (ヘンガエル)
口 いわぶざ留目	(6) めぬがね科
(1) ノガマ科	(1) Polypedates leucomystax (シロアヒガエル)
1 Japalura swinhonis (スウインホーキノボリトカゲ)	口 有尾目
(2) たてがみいわぶざ科	(1) 犬飼やんじょひうね科
1 Anolis alligatus (トヘコス・アルログス)	1 Andrias 属 (オオサンショウウオ属) に属する種の一つ Andrias japonicus (オオサカハラ)
2 Anolis alutaceus (トヘコス・アルケウス)	(ウウオ) 以外のもの
3 Anolis angusticeps (トノリス・アングスティケプス)	五 条鱗虫綱
4 Anolis carolinensis (グリーンアノール)	(1) ガー科
5 Anolis equestris (ヤードアノール)	1 ガー科全種
6 Anolis garmani (ヨーマニアノール)	口 いこ目
7 Anolis homolechis (トヘコス・ホモレキス)	(1) いこ科
8 Anolis sagrei (トトコニアノール)	1 Acheilognathus macropterus (オオタチ)
イ くろ留目	ハ なめらか留目
(1) なみぐる科	(1) 飯野留目
1 Boiga cyanaea (ワニヌコオガシワ)	1 Tachysurus fulvidraco (ヒカライギギ)
2 Boiga cynodon (トヘバオガシワ)	(2) ヤクタルルス科
3 Boiga dendrophila (ワングローブ・ヒヅ)	1 Ameivurus nebulosus (トトウンブル・ヒヅ)
4 Boiga irregularis (ワナミオオガシワ)	2 Ictalusurus punctatus (チャネルキャット・ヒヅ)
5 Boiga nigriceps (ホシシオオガシワ)	3 Pylodictis olivaris (トトシト・シドキヤシト・マシハシ)
6 Elaphe taeniura friesi (タイコノスジホ)	(3) なまけた留目
(2) ヘラス・くろ留目	1 Silurus glanis (ミロ・ハバナマズ)
四 暗生羅	二 かねかね留目
1 Protobothrops mucrosquamatus (タマコ・ハガ)	(1) かねかね留目
イ 無尾目	1 かわかます科全種
(1) るあおふく留目	1 かわかます科
1 Bufo cognatus (トヌーンズヒキガエル)	ホ かだやこ留目
2 Bufo guttatus (ギンマロヒキガエル)	(1) かだやこ科
3 Bufo marinus (オオヒキガエル)	1 Gambusia affinis (カダヤン)
4 Bufo melanostictus (リグロヒキガエル)	2 Gambusia holbrooki (カンブスイア・ホルブルオキ)
5 Bufo punctatus (アカボシヒキガエル)	イ ハヤセ留目
6 Bufo quereticus (トトヒキガエル)	(1) トトヒマシ・ヒル留目
7 Bufo regularis (トトロカヒキガエル)	1 Lepomis macrochirus (ヒヌーキル)
8 Bufo speciosus (トキサスヒキガエル)	2 Micropterus dolomieu (ヒクチバス)
9 Bufo typhonius (トトベヒキガエル)	3 Micropterus salmoides (オオクチバス)
(2) あおがね留目	(2) ヒギ留目
1 Osteopilus septentrionalis (オーピーベズツキガエル)	1 Neogobius melanostomus (ヒウスヌマヒギ)
(3) せらなががね留目	(3) めぬがね科
1 Eleutherodactylus coqui (トキーホヤスガエル)	1 Latre niloticus (ナマルベー)
2 Eleutherodactylus johnstonei (ジム・スーン・ロヤスガエル)	(4) 中口氷床
3 Eleutherodactylus planirostris (オシシガエル)	1 Morone americana (ホライトペーチ)
(4) しゆぐらがね留目	2 Morone chrysops (ホライムベス)

3	<i>Morone saxatilis</i> (メーライプ・ベバク)		6	<i>Solenopsis virulens</i> 種群 (フレノブスイス・ヴィルレンス種群) 全種	
(5)	ペーチ科		7	<i>Wasmannia auropunctata</i> (ロカミアリ)	
1	<i>Gymnocephalus cernua</i> (ヒラヒメ)		(3)	ヤマセミ科	
2	<i>Perca fluviatilis</i> (ミロミトハベーチ)		1	<i>Vespa velutina</i> (シマアカズメバチ)	
3	<i>Sander lucioperca</i> (ゾイクバーチ)		7	モミジバエ科	
(6)	ヒメヌカ科		1	<i>Dikerogammus villosus</i> (ティケロガノマルス・ヴィルロスス)	
1	<i>Sini perca chuatsi</i> (ヘンギョウ)		1	モリヘビ科	
2	<i>Sini perca scherzeri</i> (ロウライケンギョウ)		1	モリヘビ科	
六	昆虫綱		1	モリヘビ科	
イ	ちよづか科		1	モリヘビ科	
(1)	たゞねむね科		1	モリヘビ科	
1	<i>Hestina assimilis</i> (アカボシヨマダラ) のうね <i>Hestina assimilis shirakii</i> (アカボシヨマダラ) 奄美群種以外のもの		1	モリヘビ科	
2	<i>Apriona swainsoni</i> (ホビロクロカミキリ)		1	モリヘビ科	
3	<i>Aromia bungii</i> (ヘニトカツヤカミキリ)		1	モリヘビ科	
(2)	くねがたねこ科		1	モリヘビ科	
1	<i>Neolucanus angulatus</i> (アングラートウスマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
2	<i>Neolucanus baladeva</i> (バラドベマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
3	<i>Neolucanus giganteus</i> (ギガンテウスマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
4	<i>Neolucanus ket-sur-sorum</i> (カシラマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
5	<i>Neolucanus maedai</i> (マダマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
6	<i>Neolucanus maximus</i> (マキシムスマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
7	<i>Neolucanus perarmatus</i> (アーマルバネスマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
8	<i>Neolucanus saundersii</i> (サンダースマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
9	<i>Neolucanus tanakai</i> (タナカマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
0	<i>Neolucanus waterhousei</i> (ウォーターハウスマルバネクロガタ)		1	モリヘビ科	
(3)	リガネムコ科		1	モリヘビ科	
1	<i>Cheirotonus</i> 属 (テナガロガネ属) に属する種のうち <i>Cheirotonus jambar</i> (ヤハベルテナガロガネ) 以外のもの		1	モリヘビ科	
2	<i>Euchirus</i> 属 (クモテナガロガネ属) 全種		3	モリヘビ科	
3	<i>Propomacrus</i> 属 (ヒメテナガロガネ属) 全種		(3)	モリヘビ科	
ハ	ばく虫		1	モリヘビ科	
(1)	みくばる科		2	モリヘビ科	
1	<i>Bombus terrestris</i> (ヨイロウオオマルハナバチ)		3	モリヘビ科	
(2)	あぶ粒		1	モリヘビ科	
1	<i>Lepisiota frauenfeldi</i> (ヘヤトゲフンアリ)		1	モリヘビ科	
2	<i>Limnephilum humile</i> (トルゼンントニ)		1	モリヘビ科	
3	<i>Solenopsis geminata</i> 種群 (フレノブスイス・ゲミナタ種群) 全種		1	モリヘビ科	
4	<i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (フレノブスイス・サエヴィスイマ種群) 全種		2	モリヘビ科	
5	<i>Solenopsis tridens</i> 種群 (フレノブスイス・トウリゲンス種群) 全種		1	モリヘビ科	
十	腹足綱		2	モリヘビ科	

イ まこまこ皿			
(1) スミトククビダヒ科	(1)	モリハガセ科	
1 Euglandina rosea (ヤマヒタチオム)	1	Macaca cyclopis (タイワノギル)	Macaca fuscata (リカヒギル)
+1 潜虫繩	2	Macaca mulatta (アカゲザル)	Macaca fuscata (リカヒギル)
イ ハ岐腸皿			
(1) やうがたらくハヤシノ科	(1)	ヒメムカゲ科	
1 Platydemus manokwari (リヒーリアヤリガタリクウズムヒ)	1	マヌツカ	
第11 植物界			
(1) ハラダ科	(1)	マヌツカ	
1 Alternanthera philoxeroides (ナガヒツルノゲイムウ)	2	マヌツカ	
(2) カニ森	3	マヌツカ	
1 Hydrocotyle ranunculoides (トトジルチズメグサ)			
(3) カニシヌク森			
1 Pistia stratiotes (ガタンウキクサ)			
(4) あさのねくわ森			
1 Azolla cristata (トトジル・クリスタタ)			
(5) カニ森			
1 Coreopsis lanceolata (オオキンケイギク)			
2 Gymnocoronis spilanthoides (ハネヒツマコロ)			
3 Mikania micrantha (ハネヒツマコロ)			
4 Rudbeckia laciniata (ホオヘンケンシウ)			
5 Senecio madagascariensis (ナルムサロギク)			
(6) ハコ森			
1 Sicyos angulatus (トトシウリ)			
(7) カニハヤシノ科			
1 Drosera intermedia (トガヒモウセンゴケ)			
(8) あさのねくわ森			
1 Myriophyllum aquaticum (オオフササ)			
(9) たぬきぬみ森			
1 Utricularia cf. platensis (ヒトクレタスギサ)			
2 Utricularia inflata (ウトウリクラリア・インフラタ)			
3 Utricularia platensis (ウトウリクラリア・プラテンスイバ)			
(10) あかばな森			
1 Ludwigia grandiflora (ルドウイギア・グラントイフロワ)			
(11) クヌ科			
1 Ammophila arenaria (ヨーチグラス)			
2 Spartina 蘆(ペペハリティナ属)全種			
(12) ヒカリゼキモ科			
1 Veronica anagallis-aquatica (ホオカラヂンヤ)			
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。			
別表第一 文部省令によるもろ生じた生物(第一條関係)			
項 種名	別表第三 外来生物の器皿(第三条関係)	項 種名	器皿
第一 動物界		1 Alternanthera philoxeroides (ナガヒツルノゲイムウ)	茎、根
一 哺乳綱		2 Hydrocotyle ranunculoides (トトジルチズメグサ)	茎、根
		3 Pistia stratiotes (ガタンウキクサ)	茎、根
		4 Azolla cristata (トトジル・クリスタタ)	茎
		5 Coreopsis lanceolata (オオキンケイギク)	根
		6 Gymnocoronis spilanthoides (ハネヒツマコロ)	茎、根

7	<i>Mikania micrantha</i> (ミカンニア・ミクランサ)	根
8	<i>Rudbeckia laciniata</i> (オオヘンゴンソウ)	根
9	<i>Senecio madagascariensis</i> (ナントサロギク)	茎、根
10	<i>Drosera intermedia</i> (ナガヒヤウヤンゴケ)	茎、根
11	<i>Myriophyllum aquaticum</i> (ミオウツブサモ)	茎、根
12	<i>Utricularia cf. platensis</i> (ヒフクレタヌキモ)	茎
13	<i>Utricularia inflata</i> (ヒトカラクワリア・インフラタ)	茎
14	<i>Utricularia platensis</i> (ヒトウリクワリア・プラテンスイヌ)	茎
15	<i>Ludwigia grandiflora</i> (ルミカイギア・グランドイフロバ)	茎、根
16	<i>Ammophila arenaria</i> (ビーチグラス)	根
17	Spartina 属 (スペルティナ属) 全種	茎、根
18	<i>Veronica anagallis-aquatica</i> (オオカワヂンヤ)	根
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。		
<b>別表第四 その個体が要緊急対処特定外来生物となる外来生物の種 (第四条関係)</b>		
項目	種名	
1	<i>Solenopsis geminata</i> 種群 (ソレノプシス・ゲミナタ種群) 全種	
2	<i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノプシス・サエヴィスマ種群) 全種	
3	<i>Solenopsis tridens</i> 種群 (ソレノプシス・トウリデンス種群) 全種	
4	<i>Solenopsis virulens</i> 種群 (ソレノプシス・ヴィルレンス種群) 全種	
<b>別表第五 その個体が要緊急対処特定外来生物となる交雑する上位にもつ生じた生物 (第四条関係)</b>		
種名		
<i>Solenopsis geminata</i> 種群 (ソレノプシス・ゲミナタ種群)、 <i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノプシス・サエヴィスマ種群)、 <i>Solenopsis tridens</i> 種群 (ソレノプシス・トウリデンス種群) 及び <i>Solenopsis virulens</i> 種群 (ソレノプシス・ヴィルレンス種群) に属する種		左欄に規定する種群に属する他